

2-2 運営要件について

(1) 基本的な考え方（事務局案）

認定と指定が関連する2つの制度であるため、指定後の法人が認定を目指すことも鑑み、運営要件については認定基準の3号～8号を基本として実態を加味したものとする。

(2) 指定基準（事務局案）

【3号基準】運営組織及び経理が適切である。

認定NPO法人	指定基準(事務局案)
<p>イ 次に掲げる者の数が役員総数のうち3分の1以下であること</p> <p>① 役員のうち親族関係を有する者及び役員と特殊の関係にある者で構成する最も大きなグループの人数 【特殊の関係】</p> <p>a 事実上の婚姻関係と同様の事情にある関係 b 使用人である関係、使用人以外で当該役員から受ける金銭等によって生計を維持している関係 c a又はbの関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族で生計を一にしている関係</p> <p>② 役員のうち特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者で構成する最も大きなグループの人数</p> <p>【参考】一般のNPO法人では上記赤色部分のみ3分の1以下であることと規定されている</p>	<p>【概ねできる 89%】</p> <p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 指定により税制の優遇措置があることを踏まえ、私的な支配関係をできるだけ希薄化することが望ましいと考えられるため。</p>
<p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>【参考】一般のNPO法人も原則、表決権は平等とされているが、定款に別段の定めをすることが許容されている</p>	<p>【概ねできる 89%】</p> <p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 指定制度を契機としてNPO法人への信頼や期待という市民の気運を高め、活動への市民の参加等を推進することから、内部の意思決定が民主的に行われている法人を指定するため。</p>
<p>ハ 会計について、公認会計士等の監査を受けている、又は青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること</p> <p>【参考】一般のNPO法人は正規の簿記の原則に従って、正確、明瞭、継続的な会計処理を行わなければならないとされている</p>	<p>【概ねできる 81%】</p> <p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 指定法人においては、寄附のあった市民に確実に領収書の発行等の手続きをすること等が求められることから、適正な会計処理をされているかどうかをより厳正に確認する必要があるため。</p>
<p>ニ 不適正な経理を行っていないこと</p>	<p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 ハと同じ理由により確認の必要があるため。</p>

【4号基準】事業活動の内容が適正である。

認定NPO法人	指定基準(事務局案)
<p>イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと</p> <p>【参考】一般のNPO法人は宗教活動、政治活動を主たる目的とするものでないこと、また、特定の公職等又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とするものでないことと規定されている。</p>	<p>【概ねできる 93%】 認定基準に準じる</p> <p>【理由】 公益要件で活動の内容を確認するが、指定法人の税制等の優遇措置に鑑みて、より厳格な宗教的・政治的中立性を求められることから、改めて運営基準に盛り込むもの。</p>
<p>ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと</p> <p>【参考】一般のNPO法人は特定の個人等の利益を目的として事業を行ってはならないと規定されている</p>	<p>【概ねできる 93%】 認定基準に準じる</p> <p>【理由】 寄附が特定の者のために使われるのではないか等の不信が寄附金を集めやすくする環境を整えるという本市の目的の妨げになることから基準に盛り込み、制度の信頼性を保つため。</p>
<p>ハ 実績判定期間における総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費が80%以上</p> <p>【参考】一般のNPO法人は内閣府運用方針により特定非営利活動に係る事業費が50%以上であることが必要とされている</p>	<p>【概ねできる 84%】 認定基準に準じる</p> <p>【理由】 法人の主たる活動が真に特定非営利活動であるかどうかを確認するため。</p>
<p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業に充てた額が70%以上</p>	<p>【概ねできる 60%】 下記【ニについて】参照。</p>

【ニについて】

事務局案：基準に盛り込まない

- ・アンケート調査では、他の基準と比べて「概ねできる」との回答が低い結果であった。
- ・本市のNPO法人の現状等を踏まえた制度とするという本市の方針から、この内容については基準に盛り込まないこととする。

参考：基準に盛り込んでいない他都市
神奈川県、鳥取県、横浜市、川崎市、相模原市

【5号基準】 情報公開を適切に行っている。

認定NPO法人	指定基準(事務局案)
<p>次に掲げる書類を閲覧させること</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ ①各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>②寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>③前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類</p> <p>④内閣府令で定める書類</p> <p>⑤助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p> <p>【参考】一般のNPO法人の場合は上記のうち赤色部分(イ)のみ閲覧</p>	<p>【概ねできる 82%】</p> <p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 本市の方針を踏まえると、活動のみならず経理や運営に関しても法人自身が可能な限り公開することで信頼性を向上させ、寄附金を集めやすくなると考えるため。</p>

【6号基準】 所轄庁に対して事業報告書等を提出している。

認定NPO法人	指定基準(事務局案)
<p>各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。</p>	<p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 一般のNPO法人においても、法及び条例により毎事業年度初めの3月以内に提出することとされているため。</p>

【7号基準】 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない。

認定NPO法人	指定基準(事務局案)
<p>法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと</p> <p>【参考】一般のNPO法人は法令等又は定款に違反すると認められる相当な理由があるときは、所轄庁が報告・検査ができることになっている。</p>	<p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 熊本市の指定法人として税制の優遇措置等を受けるにあたっては、当該事実等がないことが適切と考えられるため。</p>

【8号基準】 設立の日から1年を超える期間が経過している。

認定NPO法人	指定基準(事務局案)
<p>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過していること</p>	<p>認定基準に準じる</p> <p>【理由】 指定基準に適合するか否か判定するためには、ある程度持続した活動や組織運営を審査する必要があるため。</p>